

厚生労働省北海道労働局

知らんぷりの社長 知らなかった社長 どちらも社長失格です

— 1 1 月は労働保険適用促進強化期間です！ —

労働保険（労災保険と雇用保険の総称です。）は、労働者を一人でも雇用する事業について加入が義務づけられている政府が管理、運営している強制的な保険です。

誰もが避けたい「ケガ」や「失業」ですが、起きないという保証はどこにもありません。

加入の必要があるにもかかわらず加入手続をしていない期間中に、労働災害が生じ、労災給付を行った場合、事業主は、遡って労働保険料を納付するほかに労災給付に要した費用についても負担することになっております。

労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに最寄りの労働基準監督署または公共職業安定所で加入手続を行う必要があります。

[雇用保険についてはこちら](#)

[労災保険についてはこちら](#)

[労働保険の加入についてはこちら](#)

[労働基準監督署についてはこちら](#)

[公共職業安定所（ハローワーク）についてはこちら](#)

[トピックスのページに戻る](#)

厚生労働省

知らんぷりの社長。

知らなかった社長。

どちらも社長失格です

雇ったら入る。人も会社も守るために。**労働保険**

正社員、パート、アルバイト、雇用形態に関わらず、1人でも雇った事業主は労働保険に加入が義務づけられます。労災や失業が起きた場合、労働保険に入っていないと、労働基準上の生活が保証に付かないこともあります。働く人々への保護が目的で、会社を守るために、労働保険に必ず加入を。

労働保険とは、労働者がケガ、病気や障害を負った場合に、労災給付を受けたり、失業した際に失業給付を受けたりするための保険です。労災給付は、労働者の生活を守るための重要な役割を果たしています。

詳しくは、労働基準監督署、労働基準局や最寄りのハローワークへお問い合わせください。
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> [労働保険]